

別添1 現地写真の撮影に関する遵守事項（「4. 3 現地の写真撮影」関係）

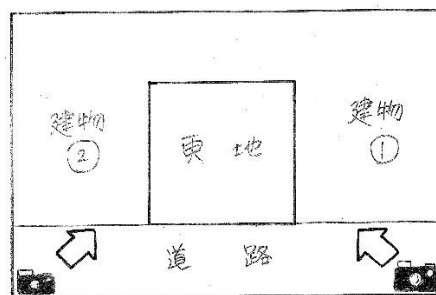
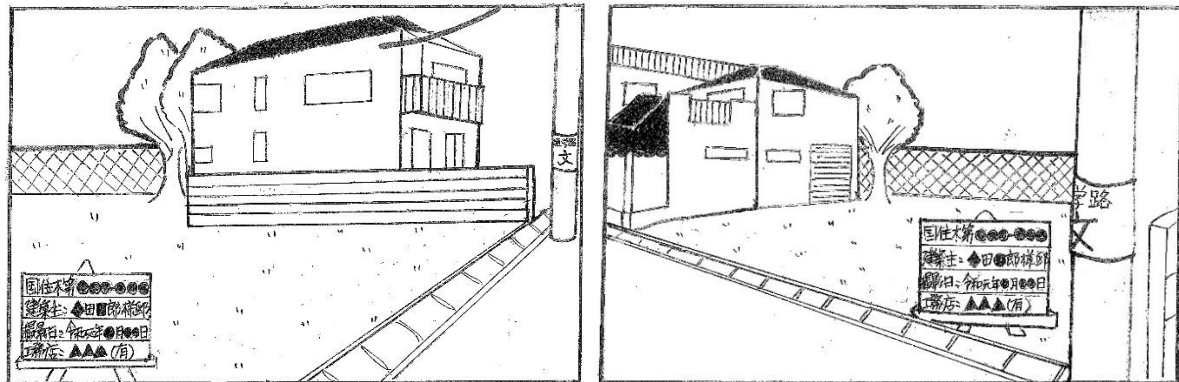
(1) 「着工前の現地写真」について （新築の住宅）

令和4年2月22日の時点で着工していないことの確認として、現地写真（以下「着工前の現地写真」という。）により交付申請時に確認します。次の事項を遵守してください。

- ① **令和4年2月22日**以降に撮影すること（看板に「**M42**」、撮影日等を記載）
- ② 前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ着工前の敷地全景写真とし、異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影すること
- ③ 敷地全景を遮る車、ブロック塀、広告看板等の支障物が写り込まない位置から撮影すること
- ④ 着工前であれば、やり方、地縄張りの状況でも結構です。
- ⑤ 交付申請前の撮影時に“積雪が多い”“宅地の造成中”等の理由で、着工していないことが写真により確認できない場合は、「4. 3 現地の写真撮影」に基づき撮影された着工前の現地写真を交付申請時に提出してください。この場合、着工前に「着工前の現地写真」を撮影し、完了実績報告時に提出してください。

※既存建物の解体前に「着工前の現地写真」を撮影した場合は、解体後の再撮影は不要ですが、解体前の写真は前面道路及び周辺の建物等を写し込んだものとしてください。

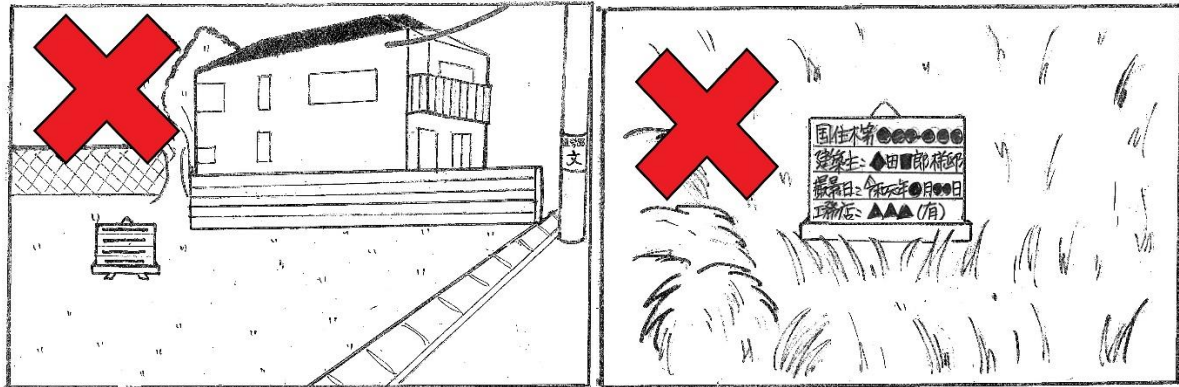
<良い撮影例>



撮影場所

異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影してください。

<悪い撮影例>



遠くて看板が読めない現地写真は申請書類として受理できません。看板は明瞭に撮影してください。

周辺建物を写し込んでいない、敷地全景が確認できない現地写真は申請書類として受理できません。

(2) 「改修前の現地写真」について (改修する住宅)

令和4年2月22日の時点で改修工事を開始していないことを現地写真(以下「改修前の現地写真」という。)により交付申請時に確認します。次の事項を遵守してください。

- ① 令和4年2月22日以降に撮影すること(看板に「M42」、撮影日等を記載)
- ② 計画変更で追加しようとする施工事業者が行う住宅は、計画変更申請書を提出した受付期間終了日の翌日以降に撮影すること(看板に撮影日等を記載)
- ③ 「外観写真」の写真を撮影すること

(3) 「着工直後の現地写真」について (新築の売買契約による住宅)

着工直後※の現地写真を完了実績報告時に確認します。次の事項を遵守してください。

※着工直後とは…着工(根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点)日を含め原則3日以内(最終は令和4年3月31日)とし、年度内に着工していることが確認できるものとします。

交付申請時に現地写真を提出した場合は、“着工前の現地写真”と同じ位置の2箇所から撮影するものとし、前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ敷地全景を撮影すること

(4) 「ゼロ・エネルギー住宅型の要件に係わる部分の現地写真」について

断熱仕様及び設備、ならびに外皮計算及び一次エネルギー消費量計算の対象物について完了実績報告時に確認します。改修の場合、施工前の現状写真(外観写真を含める)も撮影いただき、対比確認します。

(5) 「工事完了後の現地写真」について (全ての住宅)

工事完成後の現地写真を完了実績報告時に確認します。次の事項を遵守してください。

- ① 工事完了後に撮影すること
- ② 「外観写真」を撮影すること

外観写真・・・交付申請時に現地写真を提出した場合は“着工前の現地写真”と同じ位置から、新築の売買契約は“着工直後の現地写真”と同じ位置から、住宅の全景がわかるよう撮影するものとし、前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ住宅の全景を撮影すること

(6) 「三世代同居対応住宅の現地写真」について (三世代同居加算を受ける住宅)

調理室等の設置状況の現地写真を完了実績報告時に確認します。次の事項を遵守してください。

- ① 工事完了後に撮影すること
- ② 複数箇所設置した調理室等のうち2つを選択のうえ、それぞれ2箇所を撮影し提出すること
- ③ 調理室等の機器等だけの写真ではなく、周囲の状況（扉や窓等）を写し込むこととし、平面図と比較し設置箇所が確認できるように撮影すること
- ④ 調理室等の撮影の際のそれぞれの留意事項は次のとおりです。

<調理室の留意事項>

- ・ キッチンの全景が確認できるものであること
- ・ コンロ又はIHクッキングヒーターが確認できるものであること。設置スペースのみ場合は、ガス栓かIHヒーター用のコンセントが確認できるものであること
- ・ コンロ又はIHクッキングヒーター上部のキッチン用換気扇が確認できるものであること

<浴室の留意事項>

- ・ 浴室の扉の外側(脱衣室等)から撮影し、浴槽(シャワー室の場合はシャワー)が確認できるものであること

<便所の留意事項>

- ・ 便所の扉の外側(廊下等)から撮影し、便器が写り込むこと

<玄関の留意事項>

- ・ 1箇所に付、外側と内側の両方の写真を撮影し張り付けること。
- ・ 外側は、玄関の位置が確認できるものであること。
- ・ 内側は、土間、収納が確認できるものであること。

- ⑤ 1枚で必要な情報が写らない場合は、アングルを変えて1箇所につき複数撮影し『申請報告ツール』にアップロードしてください。1箇所（例えば1階調理室）が複数枚の写真となっても結構です。

別添2 電子黒板の使用について（「4. 3 現地の写真撮影」関係）

電子黒板については原則として使用不可としますが、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するアプリケーションを使用し、（一財）日本建設情報総合センターで提供している「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」により撮影日が検証できる写真データを実施支援室の求めに応じて提出できる場合に限り電子黒板の使用を認めます。

- 信憑性確認機能（改ざん検知機能）有するものとは （一財）日本建設情報総合センター研究開発部主催の「デジタル工事写真の高度化に関する協議会」にて、「信憑性確認機能（改ざん検知機能：ハッシュ値（SHA-256）」を具備した ソフトウェアとして公表されているアプリです。

詳しくは http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html

- 写真データを提出する前に前記ホームページ内の「デジタル工事写真 信憑性チェックツール」にて、適切であることを予め確認してください。
- 写真データの 管理には十分にご注意ください。写真データの消去、破損等により提出されない場合は本事業の要件を満たしていることが確認できないことになりますので写真データの管理を徹底してください。管理できない場合は、電子黒板を使用しないでください。